

# スクラム

2023年9月号  
第221号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum\_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

## スクラムユニオン・ひろしま 出雲事務所でシュハスコ交流



8月11日と18日、出雲事務所においてシュハスコ交流会を行った。シュハスコとは、ブラジルの焼き肉のことである。勤務先がお盆休みに入ることから、当初11日に本部執行委員会とアバンセコミティとフジアルテコミティのメンバーたちの交流を企画した。ところが、アバンセコミティのメンバーの都合がつかず、やむを得ず、2回に分けて交流することになった。

11日は、本部執行委員会6名とフジアルテコミティのメンバーたちと家族を含めて20名あまりの交流会となった。テントを立て、火をおこし、肉の下ごしらえをして準備が進む中で、サラダやフェジョン、

コッシーニャなどを持参するメンバーたちが次々に参加してきた。イダ・ホドリゴさんなどが焼いてくれた焼き肉やソーセージの香ばしい匂いが漂うなか、ジュースやコーラで乾杯し、にぎやかに交流が始まった。焼き肉をほおぼりながら、本部執行委員の自己紹介などを行った。会議とは違って、ざっくばらんに話しながら、それこそ「もう食べきれない」というくらいにおな一杯ごちそうになった。

18日は、アバンセコミティのメンバーを中心に13名が集い、同じように交流を行った。この時は、タミノリさんが焼き肉などの段取りをして、豪快に焼いてくれたものをみんなで食べた。集まったブラジル人が相互に話しあって、楽しく時間を過ごすことができた。当初は、ポルトガル語の分からない私たちを気遣って、通訳を交えながらやっていたが、時間が経つにつれてそれぞれのところで話の花が咲いた。



次々に運ばれてくる焼き肉、ソーセージをそれぞれお腹一杯食べたという印象である。

ブラジルでは、シュハスコパーティーを機会あるごとに開くということだったが、このような交流も組合の団結を強めるためにいいものだという実感を得た。

.....

## 中国は「仮想敵国」なのか 中国に対しても台湾に対しても内政干渉の麻生発言

弁護士 内田 雅敏

自民党副総裁の麻生太郎は、8月8日、のこのこと台湾に出かけて行って、中国と「戦う覚悟」を強調した。それほどもだに中国と戦争をしたいのか。この麻生の発言は、単に軽率ということではなく、アメリカと一体となって日本政府がアジアでの覇権を求めていることの証左であり、きわめて危険な動きである。内田弁護士が、明確に反論されているので、ここに紹介する。

### 「戦う覚悟」発言

「今、日中関係を語ることは愉快でない」と多くの「中国通」が言う。

訪台した麻生太郎自民党副総裁は、8日、台北市内で講演し、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調した上で、「今ほど日本、台湾、米国などの有志国に強い抑止力を機能させる覚悟が求められている時代はない。戦う覚悟だ」、「いざとなったら、台湾の防衛のために防衛力を使うという明確な意思を相手に伝えることが抑止力になる」等々述べた。

あたかも日・米・台間の軍事同盟を前提とするかのような、そして台湾海峡の緊張を煽るこの発言に対

し中国側は、「日本の政治家が勝手なことを言い、台湾海峡情勢の緊張を騒ぎ立て対立を煽った」、「『一つの中国の原則』と中日（両国が合意した）四つの政治文書の精神に反する」と激しく反発した。

#### **四つの基本文書に見る台湾問題**

四つの政治文書とは、日中国交正常化をさせた1972年の日中共同声明、78年の日中平和友好条約、98年の日中共同宣言、2008年の「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明のことだ。日中間を律する基本文書であり、日中間の「平和資源」である。

72年の日中共同声明において、日本国政府は、中華人民共和国政府を中国における唯一の合法政府として承認し（本文2項）、台湾と中国は一体とする「一つの中国論」という中国側の主張を理解、尊重し（同3項）、台湾とは国交断絶をした。

この立場はその後一貫しており、98年の日中共同宣言（小渕恵三首相・江沢民主席）は台湾問題に関し、日本側は「日本が日中共同声明の中で表明した台湾問題に関する立場を引き続き遵守し、改めて中国は一つであるとの認識を表明する」とした上で、「日本は引き続き台湾と民間及び地域的な往来を維持する」とした。日本は、台湾とは、文化、経済の交流はするが、政治的な交流はしないとしてきたのだ。

72年の日中共同声明に際して、周恩来総理も、田中総理に「台湾に対しては、日本は従来と同じように経済交流、人事交流、文化交流をやっていただきたい。ちっとも干渉しません」と語っていた（『NHKスペシャル 周恩来の覚悟』）。日本の新幹線技術は中国、台湾双方に提供されている。

2008年の「〈戦略的互惠関係〉の包括的推進に関する日中共同声明」においても、「台湾問題に関し、日本側は、日中共同声明において表明した立場を引き続き堅持する旨改めて表明した」としている。日本側はこの約束を守らなければならない。

麻生発言は、日中間の四つの基本文書に明確に違反する。発言だけではない。昨夏のペロシ米下院議長を訪台と同様、麻生氏の訪台は中国に対する挑発であり、訪台そのものが、台湾とは経済、文化等の交流だけで政治的関係は断つとしてきた日中共同声明等に反する行動である。

#### **反覇権条項**

いわゆる「台湾有事」問題に関し、日本側で発信するとしたら、日中共同声明第7項の反覇権条項についてであろう。

同条項において日中両国は、覇権国家にならない、即ち武力をもって物事を解決しようとは決してしないことを約束した。この約束は1978年の日中平和友好条約においても確認された。

その際、鄧小平は、この反覇権条項は将来中国が覇権国家にならないためにも必要な条項であると力説した。日中平和友好条約に先立つ1974年の国連総会においても鄧小平は「中国は覇権国家にならない。もし中国が覇権国家になったならば、世界の人民は、中国人民と共にその覇権国家を打倒すべきである」と啖呵を切った。

台湾に圧力を加える中国に対して、隣人としての日本が助言するとしたら日中共同声明本文第7項の反

覇権条項を巡る上記のような経緯についてであり、米国から爆買した日本の武力を「台湾防衛のために使う明確な意思」、「(中国と) 戦う覚悟」等々ではない。

### 敵対的相互依存関係

中国に対して「戦う覚悟」と挑発する麻生自民党副総裁の「発言」に台湾住民は喜ぶだろうか。いったん「有事」(武力衝突)が発生すれば、勝敗には関係なくどのような惨状がもたらされるかを知り、ひたすら、ただ現状維持を願う台湾住民は、麻生発言を迷惑に思っているだろう。「麻生発言」は、中国に対する関係でも、台湾に対する関係でも内政干渉である。

「麻生発言」に喜ぶのは誰か。それは中国の軍拡派に他ならない。日中の軍拡派は「不信」のキャッチボールによって活力を与え合い、国内の軍拡を推し進めようとしている。「敵対的相互依存関係」だ。

### 既視感のある麻生発言

内政干渉の麻生発言には既視感がある。2018年2月9日、韓国ピョン平チャン昌での冬季オリンピック開会式に出席した安倍晋三首相(当時)は韓国のムンジュエ文在寅大統領との首脳会談で同大統領に対し、オリンピック終了後、韓米軍事訓練を実施するよう強く求めた。対北朝鮮融和路線を採る同大統領は、安倍首相発言に内政干渉だと不快感を示した。

2012年12月26日、第2次安倍政権成立以来、日本社会には安倍政治的な手法が蔓延している。

「安倍政治的」とは何か。それは、2014年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定、翌2015年9月19日未明の安保関連法案の強行採決という国会での熟議を無視した手法である。2022年12月。岸田政権がなした安保関連3文書の改訂も国会の熟議なくしての閣議決定→米国への報告という手法が踏襲された。そして、今一つが、前述した内政干渉発言に象徴される周辺アジア諸国に対する傲岸・不遜な態度である。

### 求められる互いのリスペクト

1972年の日中共同声明に際し、田中角栄首相、大平正芳外務大臣らには、日本の中国侵略に対する贖罪の念と中国文明に対するリスペクトがあった。周恩来総理にも日本に対するリスペクトがあった。中国を「仮想敵国」とする麻生自民党副総裁、その発言を明確に否定しない岸田首相、今の日本の政権担当者にはそれが全くない。ひとたび一度、「有事」となったら、それがどのような事態を招来するか想像力を働かせなくてはならない。

前文に「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」と謳う「平和憲法」を持つ日本の政権党の幹部が国外の住民に対し「戦う覚悟」を説く、そんな国にしてしまっ



## 闘争短信

## **特定活動のビザが下りた！**

大変うれしい報告である。松山の（株）ネクストワンで日常的に暴力を受け、拳げ句の果てに足場の上で突き飛ばされ、危うく落下しそうになって必至にしがみついた時のケガをきっかけに転籍を強く希望していたM兄弟に特定活動のビザが下りた。彼らは去年の8月、9月に来日しており、まだ実習一年目の半ばほどしか勤務していない。2号への移行試験も受けておらず、転籍には大きな困難が立ちはだかっていた。しかし、彼らの実情を知ったI工業の社長が引き受け手となり、会社と取引のある監理団体が仲介となって入管と実習機構との交渉に当たってくれた。

監理団体の理事長は、状況からすぐに転籍、実習再開という運びにはならないだろうと判断し、まず、就労可能の特定活動のビザを取得し、その期間に実習2号の口への移行試験を受ける。そして、実習活動への復帰を果たすという目標を立て、動いてくれた。ネクストワンが「暴力事件などなかった。身体に付いたあざや傷は仕事に鉄パイプなどにぶつかったものだ」等と主張し、暴力事件の事実を認めなかったため、時間はかかった。だが、本人たちの暴力を受けた顛末を記した陳述書や暴行によって受けた傷などの写真を証拠として提出し、労災の認定事実なども出すことによって、入管を動かすことができた。

本人たちは、この9月から仕事に復帰することができた。身柄を確保してから半年近くの間、住居と生活の面倒を見てくれた山口の教会関係者、フィリピンコミュニティの方々の献身的な努力に対して感謝に堪えない。ある意味で、することもなく待機していた彼ら自身も大変だったと思うが、周辺の支援の方々の苦労も大変だったと思う。本当に感謝である。

このM兄弟の案件は、暴力事件とそれに抗議した彼らを強制帰国させようとした実習実施者ネクストワンと監理団体である中部エンタープライズ協同組合に対する闘いであった。同時に、実習一年目での転籍の困難さを克服したものとして価値ある闘いであったと言える。

## **セクハラに立ち向かう勇氣**

セクハラ被害に遭ったT・Mさんが立ち上がった。警察に被害届を出し、刑事事件としての立件を目指す決意をした。警察による事情聴取が行われ、委員長・書記長が同行した。T・Mさんは警察に事件のいきさつをつぶさに述べ、「謝罪だけでは納得できない」として加害者への厳罰を求めた。

事件には前段があった。A製作所の正社員であるK・Tは、T・Mさんの同僚、UさんとMさんへ長期間にわたって断続的に体へさわるとか、ストーカー行為までやっていた。その流れの中で今回の事件が発生した。T・Mさん、Uさん、Mさんは非正規の有期雇用ブラジル人労働者である。Uさんたちは何重にも弱い立場におかれている。

### **セクハラの実態**

7月29日午前中、上述のUさんがK・Tと仕事上のペアを組むことになった。Uさんはセクハラを理由に拒否した。現場監督はUさんの代役として急きょT・Mさんを指名、その際に交代の理由はぼやかし

「トラブルがあったので」と告げた。15時15分ごろ、T・Mさんは機械間の狭い空間に入って操作をしていた。左側の機械に左手を添えて体を支え、背伸びをして右手で高所にある調整ボタンをさわっていた。そこにK・Tが入ってきて、T・Mさんの手を背後から押さえて、覆いかぶさり下半身を押しつけてきた。T・Mさんは抵抗し、日本語で「どいて下さい！どいて下さい！」と大声で叫んだ。監督がかけつけたので相手がひるみ、振り払って逃げた。ショックでしばらく廊下で嗚咽していた。それを見ながらK・Tは「仕事に戻っていいよ」と笑ってどこかへ消えていった。

この日のT・Mさんの任務は「10分以内で所定のことをやり遂げなければいけない（10分をオーバーすると製品がだめになり多方面に迷惑をかける）」という条件がついていた。迷惑はかけられないという思いで必死にショックを抑え、急いで現場復帰し10分内に業務を完遂した。

その日以来、体調不良が続いている。吐き気などの症状が出て、涙が止まらない。事件後5日間くらい眠れなかった。8月1日に病院へ。3日は出勤したが早退。その前後の記憶がはっきりしない。8日に再度病院へ。「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」の診断を受ける。そして、ユニオンへ相談に来た。

### **派遣元と交渉に入る**

午後、ユニオンは派遣元であるB社との折衝を行った。出席者は、B社から専務と所長、ユニオン側から土屋委員長・土屋書記長・尾坂であった。

所長からB社の対応と現状報告を受けた。事件報告を受けた後、B社社員から改めて事情聴取を行い、A製作所の製造部ならびに管理部人事課との情報交換の場を設け、厳正な対処の申し入れをしている。A製作所側の調査・ヒアリングも行われ、製造部からは謝罪と処分の予定だと口頭回答があった。だが、想定される処分は工程移動程度の軽微なものかもしれない。また、被害者がどういう形の謝罪を求めているかを確認の上、それに沿った謝罪の場を持ちたいとのことであった。

A製作所の人事課長ともやりとりしている。人事課としても懲戒を検討しており、製造部よりも厳正な処分を考えてくれていると思う、という回答であった。

委員長・書記長からは以下のような指摘があった。一流グローバル企業の評価を得ているA製作所である。今回の事件の加害者は懲戒解雇に値する。一過性のものでもないし、ストーカー行為もあったことからして許しがたい。国際ルールは甘くない。女性差別、外国人労働者差別、派遣労働者への差別、コンプライアンス違反、社員教育欠如、就業規則違反…と思いつくだけでもいくつも罪状がある。特にセクハラについては近年就業規則で厳しく禁止されている。加害者を放置していたA製作所の責任は重大だ。

ユニオンからの『抗議文』をA製作所に直接提出し、団交を要求する。A製作所は「団交に応じる義務はない」と無視するかもしれないが、実質団交としての協議の場を設定させたい、と意気込んだ。

## **何がリーダーに暴言を吐かせるのか？**

C社との事務折衝が行われた。議題はコミッティUさんに対する工程リーダーKの暴言問題だ。

8月5日の夕刻、Uさんが操作していた機械に異常が生じた。C社の就業規則では「機械に異常が生じた場合は、A社の正社員に直ちに報告する」となっている。Uさんは仕事を止めて社員を呼んだ。するとリーダーのKが来て、「いちいちこんなことで社員を呼ぶな。お前はガキか!？」と衆人環視の中、見せしめのように大声で言った。瞬間湧き上がった怒りをUさんはぐっと抑えた。

これをUさんはユニオンに報告した。聞けば、機械のトラブルはしょっちゅうあるとのこと。きちんと規則通りに対応したUさんに一点の瑕疵もない。しかし、多くの従業員は規則通りではなく、自分だけで処理したり、リーダーや監督に報告したりするだけで規則を守らない。本当の違反者はUさん以外のメンバーである。またA社社員は、自らは機械を動かすことはせず、機械の周りを巡回することが多いという。UさんらはA社社員とC社現場上司とで2重に管理され、UさんらC社<A社の構造に置かれる。

C社社長からKの聞き取りの結果を聞いた。Kは当日体調不良であったが、我慢して勤務していた。しかも、Uさんの工程ラインリーダーが不在だった。Kはこのラインの仕事が不得手だったので、故障が起きても自信をもって対応できなかった。加えてこの日の朝Uさんも体調不良で休みたいという申し入れをKにしていた。これ以上欠勤が出るとお手上げだったので、Kは「とりあえず定時終了まではやってくれ。その時点で判断する」と休みを認めなかった。

様々なことが重なりKのイライラが暴言という形になった。Kは暴言を吐いたことを認め、反省し、Uさんに謝罪したいと述べた。改めて管理職やユニオン立ち合いの上で謝罪の機会を設けることになった。

折衝の中で、規則が果たして現場に適したものなのか、という問題点が浮かび上がった。すべてA社社員に言うべきなのか、A社社員の中にも「自分の判断でやってくれ」と思っている人もいるそうだ。C社から、もう一度「報告義務」の規則を検討する必要がある、という回答を得た。

## **労働法無視の運送会社から損害賠償勝ち取る**

A運送会社でダンプの運転手として10年以上働いてきたBさん。入社以来、有休をとらせてもらえなかったBさんは、今年4月、長時間残業が続くなかで、有休を申請したところ社長から即日解雇された。しかも離職票では自己都合退職扱いにさせられていたのだ。こんなことは認められないと組合に加入したBさんと組合のA運送会社との闘いを報告する。

### **悪質な労働環境**

Bさんの働き方は尋常ではなかった。昨年9月から、朝8時から17時まで働いた後、同日夜22時から翌日の4時～5時まで深夜も働き、そのまま引き続いて朝8時から17時まで通常の勤務で働く。なんとこの繰り返しだった。深夜労働は月130時間を超えることもあった。

### **団体交渉開始**

第1回の団交で、組合は①離職理由を解雇扱いとすること、②解雇予告手当を支給すること、③正当な理由もなく突然解雇した違法行為に対する損害賠償として6か月分の給料を支払うことを要求した。社長

は、①②については認めたが、③の損害賠償については即答を避けた。

第2回団交には代理人弁護士が出席した。組合は「うちの会社はブラックだから有給休暇はない」という社長の発言を紹介し、在職中に取得することができなかった40日分の有休を買取することを追加で要求した。弁護士は、組合の要求に一定の理解を示し、社長を説得すると約束した。

しかし、弁護士の説得にもかかわらず、有休の買取請求に関しては現従業員への波及をおそれているのか、社長が頑強に抵抗し、損害賠償請求額についても難色を示した。そのため、弁護士との事務折衝は難航した。Bさんは、裁判もみすえて闘い抜く決意を貫き、組合もBさんの意思を尊重し弁護士との折衝を続けた。そして、その結果、A運送会社は、解雇予告手当、逸失利益その他損害賠償金を含む一切の解決金として、給与の5ヶ月分を超える解決金の支払い義務があることを認め、Bさんもこれを了承し、組合は確認合意書を締結した。

「労働法を守らない会社は許さない」というBさんの意志を貫いた闘いが、会社から相応の損害賠償支払いを引き出したのだ。Bさんは、この闘いを通じて働く者としての権利意識を高め、新たな一步を歩みだした。

### スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

8月 の報告 (一部抜粋)	9月 の予定 (一部抜粋)
1/2日 出雲労働相談・松江入管・ユニオンネット幹事会	1日 中国帰国者の会
3日 平和行進・東広島市技能実習生裁判	3日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
4日 広島県最賃審議会傍聴・あおぎり協同組合交渉	4日 ユーシン裁判
5日 原水禁フィールドワーク(安野)	7日 中国帰国者の会役員会
6日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	8日 介護技能実習生団交
7日 ホドリゴ広島入管・アスベストユニオン他	11日 実習生ネット・中労委コムテック
8/9日 出雲労働相談・フジアルテ事務折衝・アバンセ団交・実習生ネット事務局会議	14日 リキ損害賠償(高等裁判所)
11日 シュハスコ出雲交流会	16日 「患者と家族の会」広島支部
18日 シュハスコ出雲交流会	21日 物語コーポ団交
21日 労働局・エイジトレディング団交	25日 帰国者の会広島市交渉
22/23日 出雲労働相談・アバンセ事務折衝・県労委	28日 継承する会世話人会
24日 中労委(リキ)・ふれあい学習会	29日 県労協幹事会
25日 エス・アイ・エヌ高裁・県労協幹事会	10月1日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
26日 実習生ネット全体会・事務局会議	10月9/10日 労働相談ホットライン
29/30日 出雲労働相談・フジアルテ事務折衝 他	他